

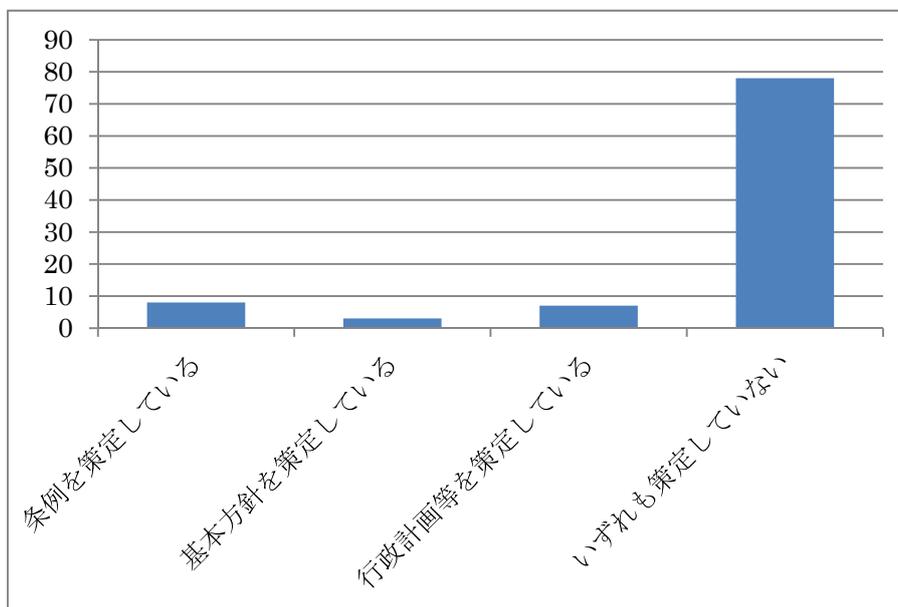
## 「環境教育等促進法の活用に関するアンケート」調査概要

1. 調査主体 環境省 北海道環境パートナーシップオフィス（EPO 北海道）
2. 調査手法 郵送とインターネットを併用
3. 調査期間 2012年11月19日（月）～12月3日（月）
4. 調査対象 道内179市町村
5. 有効回収サンプル 92件（回収率 51.4%）
6. 調査結果概要

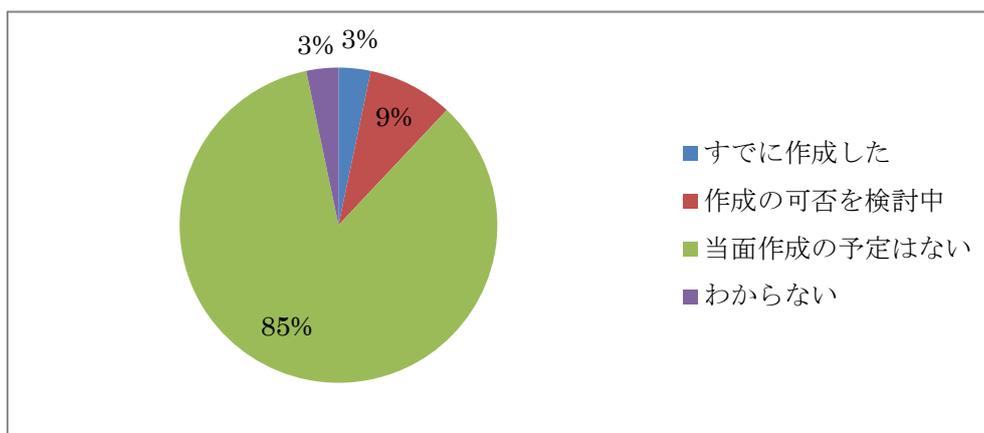
2012年10月に完全施行となった環境教育等促進法、施行後の自治体の動向を調査したところ、同法を積極的に活用している自治体はまだなく、政策提言の導入や部局間の連携など協働取組の手法に不安を抱えているところが多いことが伺えた。その一方で、回答した自治体のうち約1割が、政策提言の活用、行動計画の作成、同法の説明会等を希望しており、制度活用に向けて前向きに検討している自治体も明らかとなった。

### 7. 調査結果

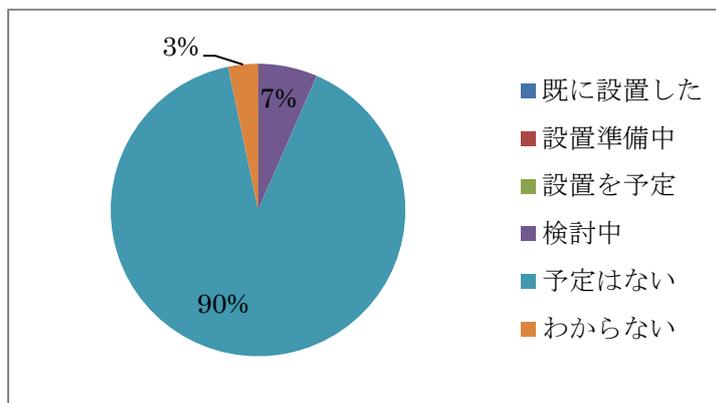
問1 環境教育並びに協働取組等に関する条例、基本方針(指針)、行政計画等の策定(複数回答)



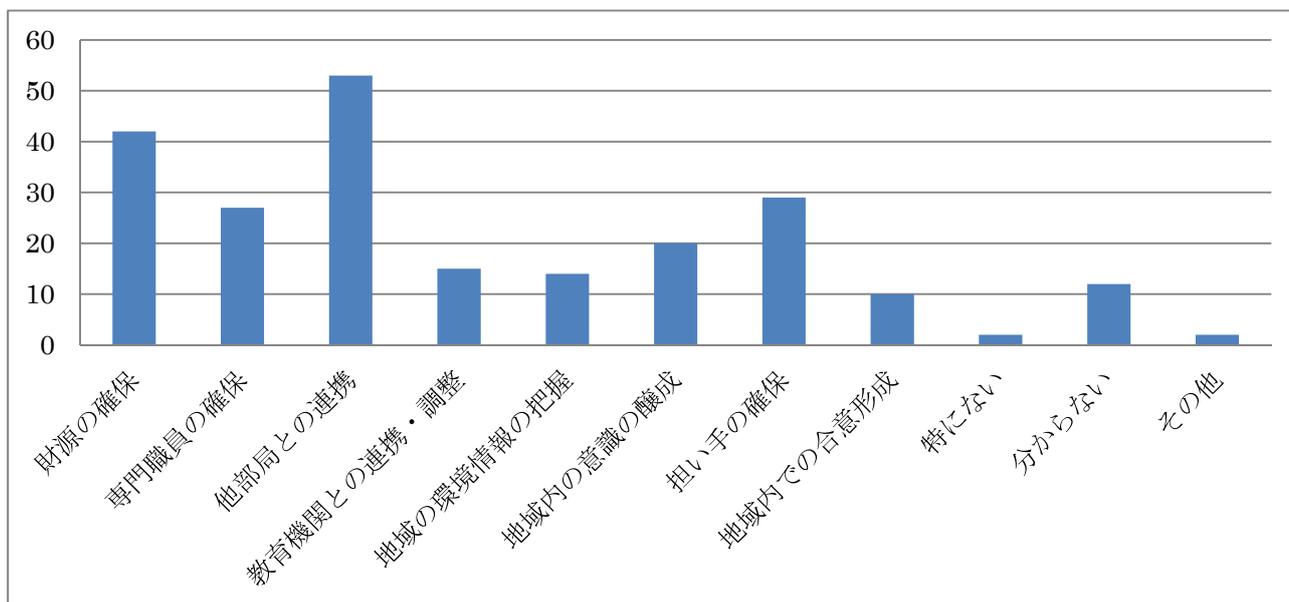
問 2 環境教育等促進法(第八条)「行動計画」作成(既存の計画の改定を含む)について



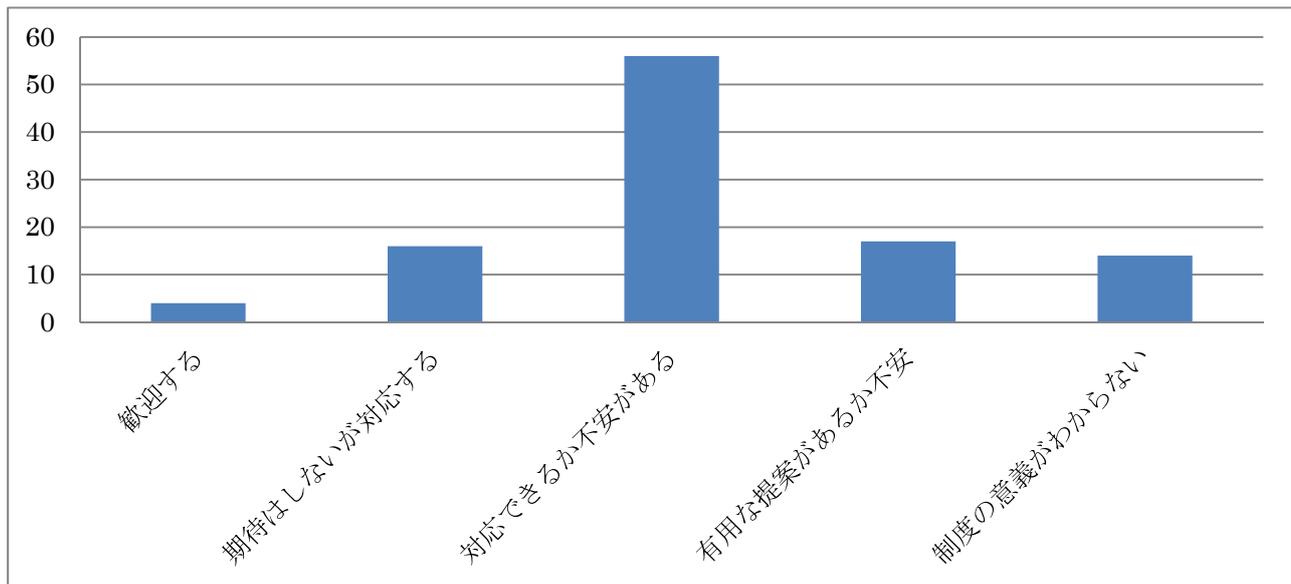
問 3 環境教育等促進法(第八条の二)「協議会」の設置について



問 5 「行動計画」作成や「協議会」設置にあたっての課題(3 つまで選択)



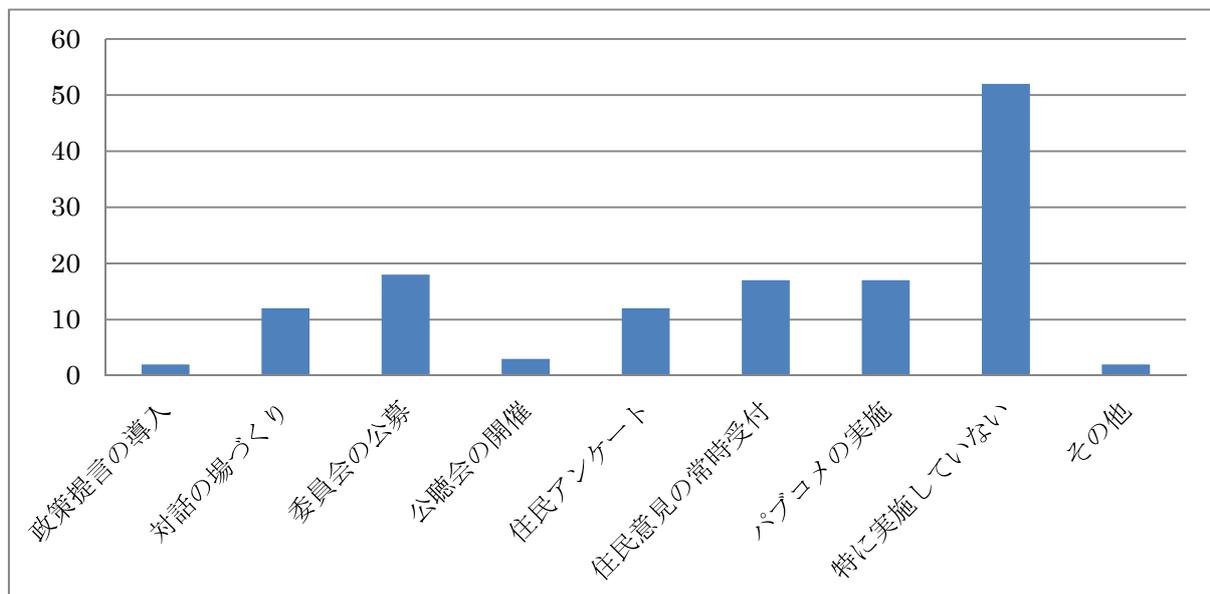
問 6 環境教育等促進法(第八条の三)の提案制度について(複数回答)



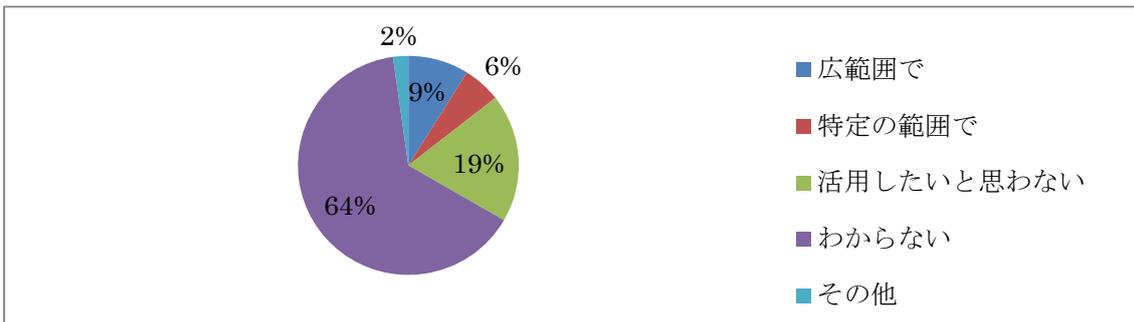
問7 環境教育等促進法(第八条の三)の提案制度について、具体的に期待する効果(自由記述)

- ・ 民間特有の視点で有用な提案がなされる事に期待する。
- ・ 実効性の向上
- ・ 提案がされるということは、それだけ環境教育・環境保全に対する意識が醸成されているということであり、環境教育の担い手となることも期待できるため。
- ・ 行政が担うには限界があるため、提案を歓迎し、実践できるよう協議が可能となる

問 10 環境教育等促進法(第二十一条の二)に関連して、環境政策の形成段階や評価段階において、住民や事業者等の意見を反映している方法(複数回答)



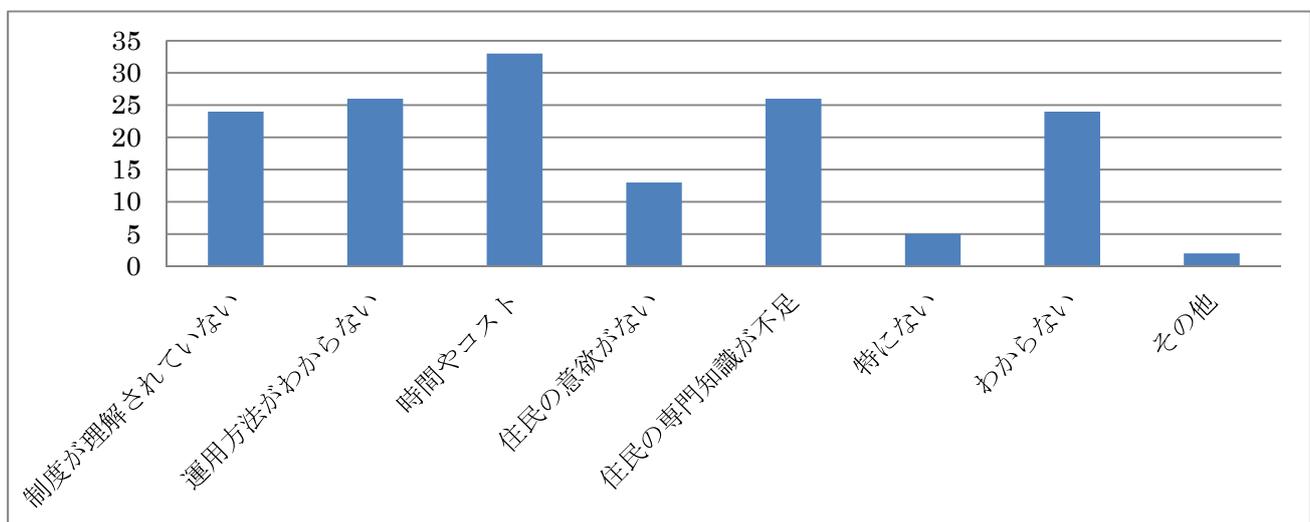
問 11 住民や民間団体等から政策提言を受け付ける制度(政策提言制度)の活用について



問 12 政策提言制度に活用が考えられる領域(自由記述)

- ・ まちづくり全般、全町など
- ・ 町政の運営に関する事は、全て意見は受け付けたい。
- ・ パブリックコメントとして全町民に対して
- ・ 民意を反映させたい所などでの活用
- ・ 住民目線での考え・意見が特に必要な領域。
- ・ 提言が必要且つ民意を反映することにより、住民が参画・利用しやすい制度や施策等。
- ・ 官主導での取り組みがほとんどである現状から、自主的取り組みへの転換・拡大を図りたいので、提言者を活動を中心とした取り組みが進められる現状作りのために提言を大いに受け入れていきたい。
- ・ 新規事業の実施に向けた事業内容・事業構築についての検討
- ・ 既存事業の見直しに向けた改正案の検討
- ・ 一次産業や道路整備など、住民の生活に直結する部門、領域
- ・ 新規事業の実施に向けた事業内容・事業構築についての検討
- ・ 既存事業の見直しに向けた改正案の検討
- ・ 通常は廃棄物として処理されるごみの新たな再利用方法など

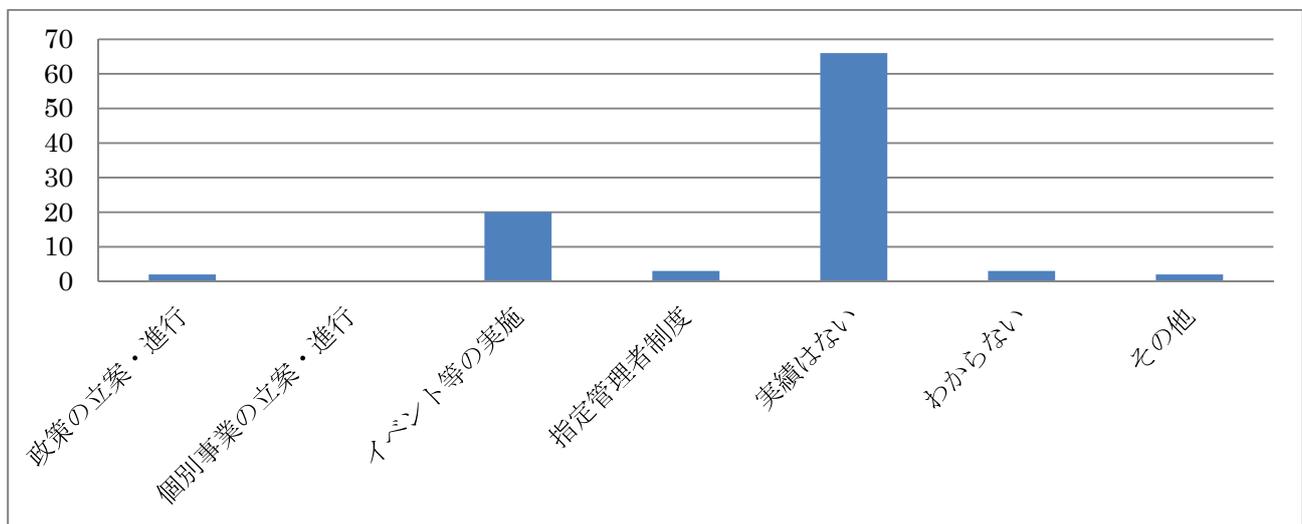
問 13 政策提言制度の導入にあつての課題(複数回答)



問 15 協定締結主体及び協定の内容(自由記述)

- ・ 帯広畜産大学・農業用ダムの水辺空間の活用とビオトープの形成
- ・ 環境にやさしい国際リゾート都市くっちゃんの確立に向けたレジ袋削減に関する協定書 民間スーパー、消費者協会、倶知安町／レジ袋削減、消費者呼び掛け、ごみの減量化
- ・ 北海道電気保安協会、省エネ・創エネ推進パートナーシップ協定
- ・ 市、消費者協会、市内小売3店 レジ袋の削減および地域の環境保全に向けた取組みに関する協定
- ・ 函館工業高等専門学校、事業に対する相互協力・支援
- ・ 市、民間事業者、緑化協定

問 16 環境政策や関連事業における、民間団体等との協働取組の実績(複数回答)



問 17 環境教育等促進法の説明会の希望

